

議案第 67 号

あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

学校運営協議会の設置に伴い、あきる野市いじめ防止対策推進条例に規定するあきる野市学校いじめ問題調査委員会の委員の例示に学校運営協議会の委員を加える必要が生じたため、規定を整備する必要がある。

あきる野市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

あきる野市いじめ防止対策推進条例（平成 27 年あきる野市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「学校評議員」を「学校運営協議会の委員又は学校評議員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。